

# 雲仙岳登山道防災マップの看板設置について

## 1. 平成28年度雲仙岳火山防災協議会における説明状況

- ✓ 平成28年度雲仙岳火山防災協議会において避難の基本的な方針を以下の通り決定し、隠れられる場所マップ(仮称)を平成29年度に作成することとした。

- 噴石からの避難においては退避壕、退避舎等の施設のほか岩陰や風穴等の身を隠すことのできる場所を明示し、活用するものとする。  
(登山者・観光客向けに隠れられる場所マップ(仮)を作成する。)

### 避難の基本的な方針 (※法第5条第1項第2号)

#### (地域防災計画に追加する内容)

- 火砕流、溶岩流、火山性ガスからの避難においては、できるだけ谷や川を避けて行うものとする。
- 噴石からの避難においては退避壕、退避舎等の施設の外、岩陰や風穴等の身を隠すことのできる場所を明示し、活用するものとする。  
(登山者・観光客向けに隠れられる場所マップ(仮)を作成する。)
- 火山防災対策を検討するための雲仙岳の噴火シナリオおよび雲仙岳の噴火警戒レベルは、雲仙岳火山防災協議会で協議を行ったうえで必要に応じて見直しを行うものとする。

12

### 避難の基本的な方針 (※法第5条第1項第2号)

#### • マップのイメージ



13

平成28年度雲仙岳火山防災協議会説明資料より抜粋

## 2. 平成29年度の検討状況：第1回幹事会における検討

- ✓ 第1回幹事会において、対象とする事象について整理  
(突発的な水蒸気噴火による噴石等を対象)
- ✓ マップ作成の対象範囲について整理
- ✓ 他地域の火山防災マップ事例や各マップの特徴について紹介し、大まかな作成方針を決定

## 3. 隠れ場所候補地に関する情報収集（照会）

- ✓ 平成29年6月に雲仙岳火山防災協議会構成機関に対して以下の項目について照会依頼  
→各機関からの回答を整理
  1. マップに掲載する緊急時退避場所候補箇所（照会）
  2. マップの名称及びマップに掲載する情報（照会）
  3. 雲仙岳登山道に関する写真の提供（依頼）

## 4. 第2回幹事会における検討

- ✓ 第1回幹事会の意見を踏まえて、事務局（県危機管理課）においてマップ素案を作成
- ✓ マップの全体構成、掲載する情報、退避場所の表現方法の考え方(案)を提示
- ✓ 第2回幹事会で提示したマップ案を踏まえて、後日に現地視察登山を実施

## 5. 視察登山の実施

- ✓ 雲仙岳防災視察登山を実施し、各機関から回答のあった退避場所候補地を現地確認
- ✓ 参加者に対してアンケートを実施し推奨・啓発する場所や事柄などを調査

## 6. 第3回幹事会における検討

- ✓ 第2回幹事会及び視察登山実施後にマップに関する修正意見を照会
- ✓ 各機関からの意見を踏まえて雲仙岳登山道防災マップ(案)を提示
  1. 地図：地形の凹凸がわかる地図に変更
  2. 退避場所：視察登山の意見も踏まえて、以下の通り対応
    - ・風穴を除いて退避場所（岩陰等）は個別の具体的な箇所を例示するのではなく退避場所が存在するエリアと身を隠す場所の目安を示す



## 7. マップの完成

- ✓ 平成29年度雲仙岳火山防災協議会にて提示し、各機関からの意見を聴取
- ✓ 3月に最終調整が完了し、印刷（5,000部）を行った。主な配布場所は下記のとおり。  
また、4月に長崎県HPで公表

### 主な配布場所

- 雲仙ロープウェイ駅
- 仁田峠インフォメーションセンター
- 雲仙岳災害記念館（がまだすドーム）
- 雲仙市役所
- 雲仙お山の情報館
- 雲仙温泉観光協会、小浜温泉観光協会
- ドコモショップ（島原半島内5店舗）

## 8. マップの増刷

- ✓ 平成30年度に在庫が少なくなったため、10,000部の増刷を行った。

## 9. 令和元年度第1回幹事会

- ✓ 雲仙岳登山道防災マップを記載した看板について意見が出た。
- ✓ マップを持っていない人でも看板を見れば逃げる方向が分かるなどの利点。

## 10. マップを記載した看板の設置

- ✓ 防災マップをラミネートして貼り付けた簡易的な看板の設置を行った。(島原振興局6ヶ所)

